

まもなく
10月から

マイナンバー(個人番号)の通知が始まります。

マイナンバーの 提示にご協力をお願いします

2015年10月からマイナンバー制度が始まります。健康保険組合ではマイナンバーを保険料の徴収事務や被扶養者の認定・資格確認などに使用します。事業所の事務担当者を通じてマイナンバーをご提示ください。



健康保険組合から**2**つのお願いです!

ご自身のマイナンバーを
事業所にご提示ください

ご家族(被扶養者)のマイ
ナンバーもご提示ください

※学生や離れた場所に暮らしている被扶養者の方の分も必要です。

Q マイナンバーとは何ですか？

A 国から国民一人ひとりに割り当てられる**12桁の数字**です。

納税や社会保険などの各種の行政事務で個人を特定するために使われます。番号は原則として一生変わりません。住民票のある市(区)町村から届く「通知カード」に記載されています。



マイナンバー広報キャラクター
マイナちゃん

マイナンバーの受け取りから提供までの流れ



市(区)町村

マイナンバーの
「通知カード」を
送付



被保険者



被扶養者



マイナンバー
を提示

事業所

マイナンバー
を提示

健康保険組合

1 市(区)町村からマイナンバーが記載された「通知カード」が住民票の住所に届きます。

2 健康保険組合の加入者ご本人と、被扶養者全員のマイナンバーを事業所の事務担当者にお伝えください。

3 マイナンバーは保険料の徴収事務や被扶養者の認定・資格確認などに使用します。

マイナンバーの疑問にお答えします

Q マイナンバーを使うメリットは？

A 行政手続きを簡素化し、
国民の利便性を高めます。

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化されます。行政事務の効率化で間違いの予防につながるだけでなく、一人ひとりの所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、きめ細やかな社会保障が行われます。

Q いつから使われますか？

A 平成28年1月から
利用が開始される予定です。

平成28年1月以降は、社会保険や確定申告などの手続きを行う際に、申請書等へのマイナンバーの記載が必要となります。勤務先など民間事業者が個人に代わって手続きを行っている場合には、同様に提示を求められることがあります。

Q マイナンバーは何に使うの？

A 社会保障、税、災害対策の
行政手続きで使われます。

国の行政機関や地方公共団体などの年金・雇用保険・医療保険の手続き、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続きなどで使います。マイナンバーを利用する範囲は法律や条例で定められており、むやみに他人に提供することはできません。

Q 個人情報保護は大丈夫ですか？

A 個人情報保護法よりも厳しい
法律で守られます。

他人のマイナンバーを使った“成りすまし”を防止するために、厳正な本人確認が義務づけられています。また、マイナンバーから特定の団体が共通のデータベースを構築することはないため、そこから個人情報がまとめて漏れるようなこともありません。

Q マイナンバーの取り扱いで 気をつけることは？

A 忘れたり、漏えいしないように
ご注意ください。

マイナンバーは、生涯にわたって利用する番号なので、忘れたり、漏えいしたりしないように大切に保管してください。他の手続きのパスワードなどにマイナンバーを使うことも避けてください。

もっと詳しく知りたいときは

●内閣官房 マイナンバーのウェブサイト

マイナンバー-社会保障・税番号制度

検索

●内閣官房 マイナンバー公式 twitter

https://twitter.com/MyNumber_PR

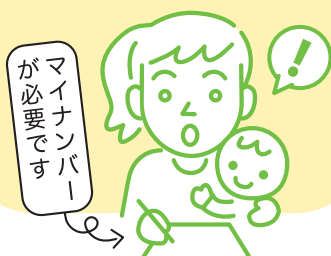
●内閣官房 マイナンバーコールセンター

0570-20-0178

平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

健康保険のこんな場面でマイナンバーが必要になる予定です

被扶養者の異動、
資格確認にも…



各種給付の
申請書にも…



退職後の任意継続の
手続きにも…

